



手籠川関係水利組合の要望書に対する回答

H22年8月3日

霧島市国分敷根141番地

株式会社 キリシマ

代表取締役 鎌田善政

要望書によるとゴルフ場が原因で手籠川が氾濫したとの事ですが、そのような事実がないので報告します。

7月3日未明の梅雨前線豪雨は、霧高市霧島町内で1:00~2:00の間に88mm/h、4:00~5:00の間に126mm/hなど累計雨量406mmの集中豪雨であったことが資料により示されております。このような予想を超える短時間の豪雨で山崩れや路肩決壊による県道、市道、農道、林道、などの道路災害又、用水路、排水路、などの決壊、農地の流出、埋没など大災害が発生しました。このように短時間に予想出来なかった大変な雨量であり、手籠川流域における災害の原因が(株)キリシマのゴルフ場建設用地からの大量の雨水や土砂の流出が全て災害の原因となったとは考えておりません。今回の災害原因は資料に示されております梅雨前線豪雨による大雨が災害に起因したのではないかと考えられます。

また、ゴルフ場内の状況につきましては下記の通りであります。

1. ゴルフ場内の3箇所の調整池は雨水の抑制と土砂の流出防止が機能しており、堰堤が決壊している所もありませんでした。この状況は7月5日の翌朝現場をパトロールし、確認しております。又その日の午後に霧島市によるパトロールも受けております。(写真添付)
2. 手籠川下流の災害は別紙写真の通り本流からの水が影響しているのではないのでしょうか。(写真添付)
3. また要望書では17年間放置されているゴルフ場とありますが、現場常駐の(株)キリシマ職員が定期的に現場巡視をしており、他に県のパトロールも毎年受けております。(添付資料霧島ゴルフ場管理状況と前年度撮影した航空写真)

※上記回答を環境保全協定第9条第1項による被害原因の調査結果とし、今回の集中豪雨による被害は同条3項に規定する「原因がゴルフ場に起因する」ものではないことを報告します。